

# 一般競争入札の公 告

## 交通管理車両（道路パトロールカー）の賃貸借【高速1・2】

### 〔長期継続契約〕

次のとおり一般競争入札に付します。

令和2年8月28日

広島高速道路公社 理事長 熊谷 鋭

#### 1 調達概要

- |            |                              |
|------------|------------------------------|
| (1) 件名     | 交通管理車両（道路パトロールカー）の賃貸借【高速1・2】 |
| (2) 借入の内容等 | 仕様書による                       |
| (3) 契約期間   | 契約締結日から令和9年4月30日まで（長期継続契約）   |
| (4) 賃貸借期間  | 納入検査完了日の翌日から72か月             |
| (5) 借入場所   | 広島市東区温品一丁目8番23号              |

#### 2 競争入札参加資格

次に掲げる要件を満たしている者

- (1) 公告の日において、広島県の平成30～令和3年物品・委託役務競争入札参加資格者名簿の契約種目において「大分類：1 物品関係 - 中分類：02 レンタル・リース - 小分類：A レンタル・リース」の認定を受けている者又は広島市の令和2・3・4年物品その他役務の提供競争入札参加資格者名簿の登録種目において「20-03 車両・船舶」に登録している者。
- (2) 広島高速道路公社契約細則第2条に該当していないこと。
- (3) 次のいずれにも該当していないこと。
  - ア 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていないこと。
  - イ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定を受けていないこと。
  - ウ 不渡手形又は不渡小切手を発行し、銀行当座取引を停止されている者
- (4) 経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。
- (5) 公告の日から開札の日までの間において、広島県、広島市、広島高速道路公社のいずれの指名除外措置又は指名停止措置を受けていない者であること。
- (6) 公告の日から開札の日までの間において、営業停止処分（本件業務の入札に参加し、又は本件業務の受注者となることを禁止する内容を含まない処分を除く。）を受けていない者であること。
- (7) 平成22年度以降に国、都道府県、政令市、高速道路6社又は地方道路公社と、車両（自動二輪車は除く。）についての購入又は賃貸借の契約実績を有する者であること。
- (8) 当該契約期間中、賃貸車両のメンテナンスに必要な体制を広島市又は府中町内において確保できるもの。

#### 3 入札手続等

##### (1) 担当部課

ア 入札・契約手続に関すること。

広島市東区温品一丁目8番23号

広島高速道路公社 総務部総務課経理係 電話（082）508-6848